

意匠制度初心者向けガイドブック 「みんなの意匠権 十人十色のつかいかた」について

New guidebook on the design system for beginners

特許庁 審査第一部意匠課意匠分類企画係長

黒川 萌

2018年特許庁入庁。意匠審査官。2021年10月より現職。意匠制度の普及啓発、審査官の採用業務等に携わる。

1 はじめに

特許庁意匠課では、意匠制度の普及啓発のための様々な活動を行っている。本稿では、意匠制度を利用したことのない方、意匠制度になじみのない方などのための初心者向けのガイドブック「みんなの意匠権 十人十色のつかいかた」（令和4年3月発行）を紹介する。

2 「みんなの意匠権 十人十色のつかいかた」発行の背景

令和元年意匠法改正によって、意匠法の保護対象が拡充され、新たに「画像」、「建築物」の意匠も意匠登録をすることが可能となり【図1】【図2】、意匠制度を活用しうるユーザーの裾野が従前より広がった（例：店舗デザインやアプリの画像デザインに趣向を凝らす事業者、サービス業を行う者など）。

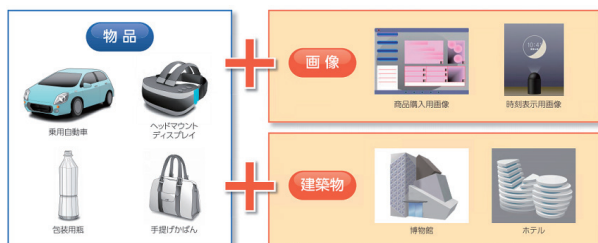


図1 「画像」そのものや「建築物」の意匠が保護対象に



図2 「内装」の意匠についても、一意匠として登録可能に

これに伴い、新たに意匠制度を活用する機会が生じるユーザーへ向けにも意匠制度を十分に周知していく必要があったが、特許庁が従前より行っていた初心者向けの制度普及の取組は、代理人や企業内の知財担当者（うちの初心者）向けのもが多く、産業財産権制度、特に意匠制度にほぼなじみがないような初心者へ向けたコンテンツがやや手薄であった。

そこで、法改正を機に新規に意匠制度の活用を検討することとなった事業者や、意匠制度にあまり詳しくない方でも、意匠制度の基本やメリット、ビジネスに合わせた効果的な活用法などを詳しく理解し、さらに出願手続の基本までを学べるように、特許庁は、それらの情報を1冊にまとめた初心者向けのガイドブック「みんなの意匠権 十人十色のつかいかた」【図3】を作成することとした。



図3 「みんなの意匠権 十人十色のつかいかた」表紙

3 「みんなの意匠権 十人十色のつかいかた」の特徴

3.1 制度概要や活用法、出願の基本を1冊で紹介

「みんなの意匠権 十人十色のつかいかた」では、意匠制度の基本や、制度を活用するメリット、様々なビジネスや創作の実情に合わせた効果的な制度活用方法、出願手続の基本までをオールインワンで紹介。この1冊で、制度の基本やメリットを学び、自分のビジネスや創作に合った活用方法を発見し、出願書類の基本的な準備までを行うことができるようになっている。

既に意匠制度を活用しているユーザーの具体的な意匠登録・活用事例を数多く紹介し、意匠制度ユーザーにさらなる活用の可能性を示唆するようなガイドブックはこれまでも存在したが（「事例から学ぶ 意匠制度活用ガイド」「なるほど、日本の素敵な製品 デザイン戦略と知的財産権の事例集」等）、制度を活用するメリットを明示的にとりまとめたガイドブックは本書が初となる【図4】。

メリットをひとまとめにして紹介することで、制度の活用を検討する方に「権利を取るとどんな利点があるのか」が端的に伝わる。また、制度を活用したことのない方に制度を紹介・説明する機会が多い知財総合支援窓口の担当者等にも、活用いただけるものと考えている。

3.2 4コマ漫画で多様な制度活用例を紹介

パート2「意匠権 十人十色のつかいかた」では、デザイン賞に応募する者、模倣品対策コストを抑えたい者、サービス業を営む者、経営者、部品メーカー、BtoB企業、クラウドファンディングや展示会を活用する者、ベンチャー企業、個人事業主、研究機関に所属する者の計10人の仮想人物が登場し、それぞれのビジネスや創作の実情に合わせた意匠制度の活用方法を紹介している。4コマ漫画を用いたストーリー仕立てで、事例に沿った登録例も交えながら紹介しており【図5】【図6】、意匠制度になじみのない方にとっても親しみやすい内容となっている。

意匠制度は、物品・建築物・画像の形状、模様、色彩を保護するものであるが、「デザイナーがデザインしたものではないから、権利を取得できない」、「高度なデザイン性を有していないから、意匠権で保護できない」、「最終製品の外観にあらわれない内部部品や、市場に流通しないBtoBの製品は、意匠権が取れない」といった誤解を抱いている方も少なくない。このパート2では、そういった誤解を解き、意匠制度が想像以上に多種多様なビジネスに寄り添う、十人十色のものである点を紹介する意図がある。

実際に、冊子の請求者より「イラストや写真が豊富に



図4 パート1の一部。意匠権の6つのメリットを紹介



図5 「デザイン賞に応募するAさん」4コマ漫画



図6 パート2の一部。登録例や活用事例も交えて紹介

あり、説明文が平易に記されていることを含め初心者になじみやすい印象「知財に関心が薄い人や、新入社員などでも興味を引く構成」等、好評の声をいただいている。

3.3 関連情報へのアクセスが容易

「みんなの意匠権」では、基本的な情報に絞ってその内容を簡潔に分かりやすく紹介している。より具体的な詳細な内容について知りたい場合は、各ページに記載された URL 又は QR コードから、関連情報へ簡単にアクセス可能となっている【図7】。

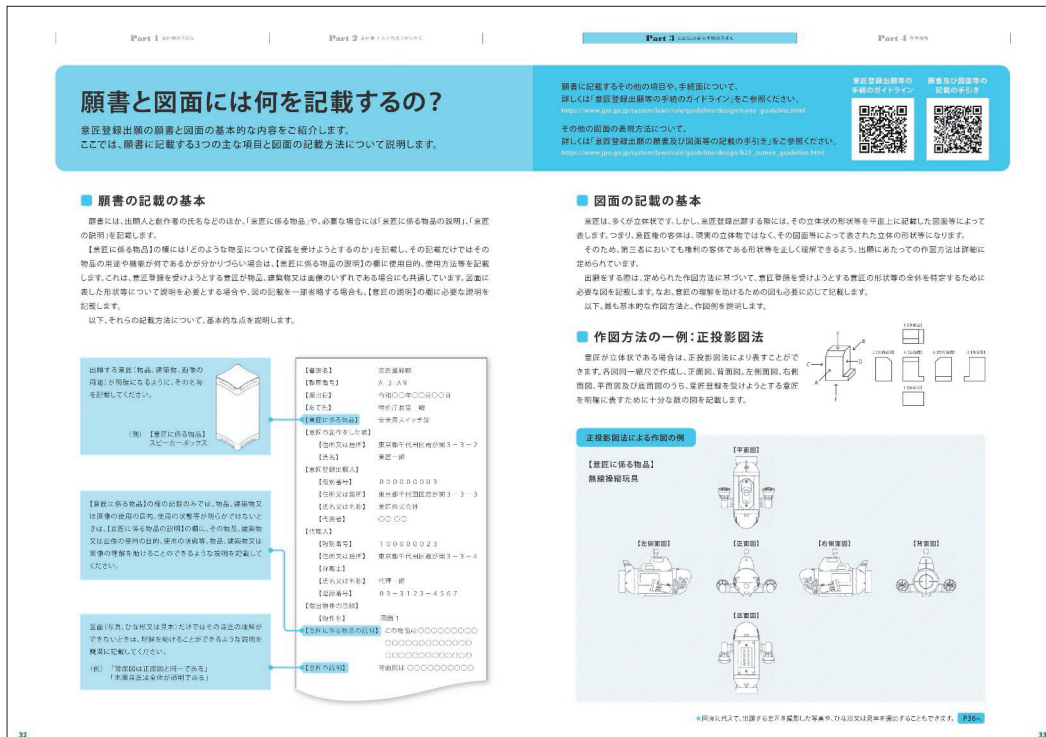


図7 出願書類のページ。右上QRコードから関連情報へアクセス可能

4 「みんなの意匠権 十人十色のつかいかた」配布場所

4.1 特許庁ホームページからダウンロード（電子版）

電子版（PDFデータ）は、下記よりダウンロード可能。
https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/info/minnano_ishoken.html

4.2 特許庁への請求（冊子版）

冊子版は、上記ページのお問い合わせフォームより無料で請求可能。問い合わせ時に送付先住所及び必要部数を記載。※配布数には限りあり。

4.3 知財総合支援窓口、経済産業局知的財産室での配布（冊子版）

各窓口にて配布中。※配布数には限りあり。
 知財総合支援窓口の全国の窓口一覧は以下。
<https://chizai-portal.inpit.go.jp/area/>
 経済産業局知的財産室の紹介は以下。
<https://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/chizaishitsu/>

5 終わりに

「みんなの意匠権」発行以降、冊子版や電子版の配布のみならず、企業や実務家の方から学生まで様々な方を対象として、「みんなの意匠権」をベースにした講演やセミナーも行っている。特に、「みんなの意匠権」のターゲットである意匠制度になじみがない方や、また、自らの関わる事業が意匠制度に無関係だと考えていた方などからの反響が大きく、今後もセミナー等は積極的に行いたいと考えている。

勿論、「みんなの意匠権」の他にも、特許庁では意匠制度の更なる利用に向け、制度の見直しや各種事例集の作成等様々な取組を行っている。今後も、多様な創作を行う意匠制度ユーザーや意匠制度ユーザーとなりえる方がビジネスの一助として意匠制度を活用いただけるよう、普及啓発活動に取り組んでいく方針である。

